**管理規程チェックリスト**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 条　文 | 管理規程に定めなければならない事項 | 適・否 | 備考 |
| 法第13条第2項第1号 | 路外駐車場の名称 |  |  |
| 法第13条第2項第２号 | 路外駐車場管理者の氏名及び住所  　法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び住所 |  |  |
| 法13条第2項３号  省令第3条1号 | 供用時間に関する事項  　休業日、１日における供用時間の開始・終了時刻を定める |  |  |
| 法第13第条2項第４号  省令第3条第２号  政令第１６条 | 駐車料金に関する事項   * 駐車料金の額は上限額を持って定める * 駐車料金の額の基準は次のとおり  1. 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。 2. 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。 3. 自動車を駐車させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのない額であること。 |  |  |
| 法第13条第2項第５号  省令第3条第３号 | 路外駐車場の供用契約に関する事項  　駐車する自動車の滅失・損傷についての損害賠償に関する事項を含むものとする |  |  |
| 法第13条第2項第６号  省令第４条第１項第1号 | 構造上、駐車できない自動車 |  |  |
| 法第13条第2項第６号  省令第４条第１項第２号 | 付帯して行う業務の概要  　燃料の販売、自動車の修理その他 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 条　文 | その他対応すべき事項 | 適・否 | 備考 |
|  | 駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、供用時間、駐車料金の額を明示しなければならない。 |  |  |

（参考）届出対象駐車場の管理者の法定責務

* 管理規程に定めた供用時間内においては、正当な理由のない限り、供用を拒んではならない[第15条第1項]
* 管理規程に従って業務を運営しなければならない。[法第15条第2項]
* 建築基準法第8条※１の規定によるほか、構造及び設備を政令で定める技術的基準に適合するよう維持しなければならない。[法第15条第2項]
* 駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかったことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免れることはできない。[法第16条]

　※　建築基準法第8条1項：建築物の所有者、管理者または占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法

　　　　　　　　　　　　　　　　 な状態に維持するように努めなければならない。